

平成２９年かすみがうら市議会第２回定例会
市長提出議案概要書

平成２９年５月３０日

かすみがうら市

目 次

○ 報告〔 4 件 〕

報告第 3 号	平成 28 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
報告第 4 号	平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書について	2
報告第 5 号	平成 28 年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	3
報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	4

○ 承認〔 2 件 〕

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉	5
承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	7

○ 条例に関する議案〔 3 件 〕

議案第 26 号	かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について【新規制定】	9
議案第 27 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	11
議案第 28 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 29 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）	14
----------	--------------------------------	----

○ その他〔 3 件 〕

議案第 30 号	市道路線の認定について	16
議案第 31 号	市道路線の認定について	18
議案第 32 号	市道路線の認定について	20

報告第 3 号	平成 2 8 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費 繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 (1) 総務費 ア 地域安全対策事業（政策） イ 住民基本台帳事業 (2) 民生費 ア 社会福祉施設整備事業（政策） (3) 土木費 ア 道路維持管理事業（政策） イ 市道整備事業（政策） ウ 道整備交付金事業（政策） エ 街路整備事業（政策） (4) 教育費 ア 美並小学校施設統合環境整備事業（政策） イ 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策） 〔 市長公室：政策経営課 〕	

報告第 4 号	平成 2 8 年度かすみがうら市下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
1 要 旨 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するもの。 2 内 容 （ 1 ） 下水道費 ア 公共下水道整備事業（政策） イ 流域下水道整備事業 〔 市長公室：政策経営課 〕	

報告第 5 号	平成 2 8 年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について
---------	-----------------------------------

1 要 旨

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度かすみがうら市水道事業会計予算の繰越額を、次のとおり報告する。

2 内 容

（款） 1．資本的支出

（項） 1．建設改良費

（単位：円）

事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
28 単独第 6 号配水管新設工事（神立停車場線）	11,572,200	4,620,000	6,952,200
28 単独第 7 号配水管新設工事（神立停車場線）	12,139,200	5,380,000	6,759,200
合 計	23,711,400	10,000,000	13,711,400

〔 上下水道部：水道課 〕

報告第 6 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
1 要 旨 市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。 2 内 容 (1) 相手方 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX (2) 損害賠償額 金 97,946 円 (3) 和解条件 ア 市は、市道路の管理瑕疵に起因する事故の損害賠償として支払い義務があることを認め、これを損害保険において支払う。 イ 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。 3 専決処分日 平成 29 年 5 月 12 日 〔 土木部：道路建設課 〕	

承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉								
1 要 旨 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同上第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 （１） 固定資産税関係（わがまち特例の見直し） ア 新設（第 61 条の 2） <table> <tr> <th>対象等</th><th>課税標準額に乗じる割合</th></tr> <tr> <td> ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業（利用定員 5 人以下に限る。） </td><td>2 分の 1 ※</td></tr> </table> イ 追加（附則第 10 条の 2） <table> <tr> <th>対象等</th><th>課税標準額に乗じる割合</th></tr> <tr> <td>・企業主導型保育事業</td><td>2 分の 1 ※</td></tr> </table> ※上表中の割合は、地方税法の参酌割合に準拠。 （２） 個人市民税関係（特例期限の延長） ・肉用牛の売却による事業所得（附則第 8 条）及び優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得（附則第 17 条の 2）に対する課税の特例に係る適用期限をそれぞれ 3 年延長。		対象等	課税標準額に乗じる割合	・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業（利用定員 5 人以下に限る。）	2 分の 1 ※	対象等	課税標準額に乗じる割合	・企業主導型保育事業	2 分の 1 ※
対象等	課税標準額に乗じる割合								
・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業（利用定員 5 人以下に限る。）	2 分の 1 ※								
対象等	課税標準額に乗じる割合								
・企業主導型保育事業	2 分の 1 ※								

(3) 軽自動車税関係（グリーン化特例（軽課）期限の延長）

・グリーン化特例（軽課）の適用期限を2年（平成31年3月31日まで）延長（附則第16条）。

・新規登録車両については、取得の翌年度分のみ適用。

ア 改正前

	区 分	軽減率
燃費基準1	電気自動車等	75%軽減
燃費基準2	平成32年度燃費基準＋ 20% 達成	50%軽減
燃費基準3	平成32年度燃費基準達成	25%軽減

イ 改正後

	区 分	軽減率
燃費基準1	電気自動車等	75%軽減
燃費基準2	平成32年度燃費基準＋ 30% 達成	50%軽減
燃費基準3	平成32年度燃費基準＋ 10% 達成	25%軽減

3 施行年月日

平成29年4月1日

4 専決処分日

平成29年3月31日

〔 市民部：税務課 〕

承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉
1 要 旨 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。 2 内 容 地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、低所得の被保険者に対して課する当該保険税の算定に係る見直しを講ずる。 （１） 国民健康保険税の減額に係る見直し 低所得の被保険者に対する国民健康保険税の軽減措置として、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準のうち、5 割軽減の基準については被保険者数に乘じる金額を「26 万 5 千円」から「27 万円」に改め、2 割軽減の基準については「48 万円」から「49 万円」に改める。 （２） 適用区分 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

3 施行年月日

平成 2 9 年 4 月 1 日

4 専決処分日

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

[市民部：国保年金課]

議案第 2 6 号	かすみがうら市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例 の制定について 【新規制定】
1 要 旨 農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部改正に伴い、農業委員の定数及び新設される農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めることとされたため、新たにこの条例を制定するもの。 2 内 容 （１） 農業委員 定 数 1 5 人 【参考】選出方法 農業関係団体等に推薦を求めるとともに、公募を行い、議会の同意を得て市長が任命する。 （２） 農地利用最適化推進委員（新設） 定 数 1 1 人 【参考】選出方法 農業関係団体等に推薦を求めるとともに、公募を行い、農業委員会が委嘱する。 3 施行年月日 平成 3 0 年 3 月 2 8 日 4 附則で改正する条例 かすみがうら市農業委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例	

区 分	現行報酬月額	改正後報酬月額
会 長	52,000円	46,000円
会長代理者	51,500円	45,500円
委 員	51,000円	45,000円
推 進 委 員	—	35,000円

※なお、改正後については、毎月支給される報酬に加え、年度末に農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される農地利用最適化交付金の範囲内で規則で定める方法により算出した金額が支給されます。

○活動実績払い（実施された活動実績に応じて交付）

【対象となる活動】

- ・農地の利用状況調査、遊休農地所有者との相談活動
- ・新規参入者への農地のあっせん
- ・その他活動の実施に必要な会議等

【交付額】

- ・活動実績に応じ、月額6,000円／人が交付される。

○成果実績払い（農地集積等の成果に応じて交付）

【対象となる指標】

- ・農地集積の進捗状況
- ・遊休農地の発生防止、解消状況

【交付額】

- ・月額14,000円／人を基礎として、成果実績に応じ交付される。（上限：月額40,445円／人）

〔 農業委員会事務局 〕

議案第 27 号	かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「番号法」）の一部が改正されたことに伴い、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携について必要な措置を講じるため、この条例を制定するもの。 2 内 容 （１） 情報提供等記録（情報連携を行う際に記録される、情報照会者及び情報提供者の名称、提供日時、特定個人情報の項目等の記録）の定義に、独自利用事務の処理に関し記録された特定個人情報についても含めることとする。（第 2 条第 8 号） （２） 情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、独自利用事務の処理に関する情報照会者又は情報提供者も含めることとする。（第 26 条の 2 第 2 号） （３） 番号法第 26 条の規定が新たに追加したことに伴い、当該条例において引用している「番号法第 28 条」を「番号法第 29 条」に改正する。（第 28 条の 2 第 1 項第 1 号） 3 施行年月日 公布の日から施行する。 〔 総務部：総務課 〕	

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

改正の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」で規定されているマイナンバーを利用する事務(法定事務)は、情報提供ネットワークシステム(※1)を通じて他の行政機関から特定個人情報の提供を受け、又は他の行政機関に対し特定個人情報を提供することでの情報連携が可能となりました。

今回の改正は、番号法で規定されている法定事務に加えて、市が条例で規定した事務(独自利用事務)(※2)においても本年7月から同様の情報連携ができるようになることにより、当条例の一部を改正するものです。

(※1) 情報提供ネットワークシステム

マイナンバーと関連付けられた個人情報を国・県・市等の機関の間で連携するためのコンピューターネットワークによる情報システム

(※2) 独自利用事務

条例においてマイナンバーを利用することを定めた事務

【条例の名称】かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)

改正の内容

1. 情報提供等記録の定義(第2条第8号)

情報提供等記録の定義に、独自利用事務の処理に関し記録された特定個人情報についても含める。

2. 保有個人情報の提供先への通知(第26条の2第2号)

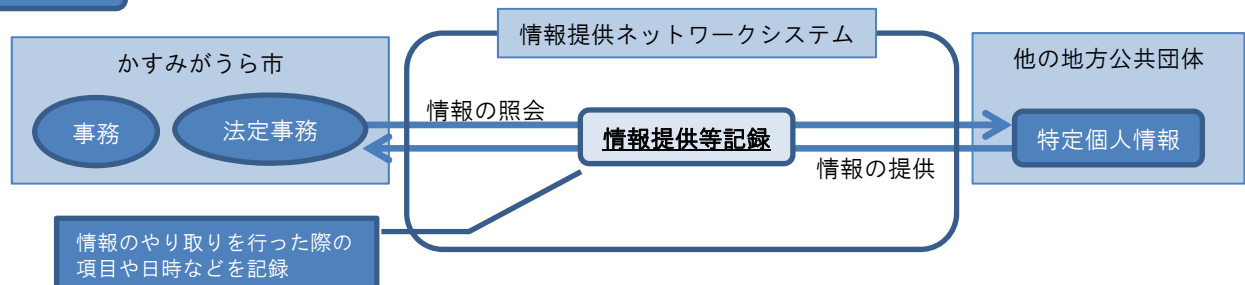
情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、独自利用事務の処理に関する情報照会者又は情報提供者も含める。

3. 特定個人情報の利用停止請求権(第28条の2第1項第1号)

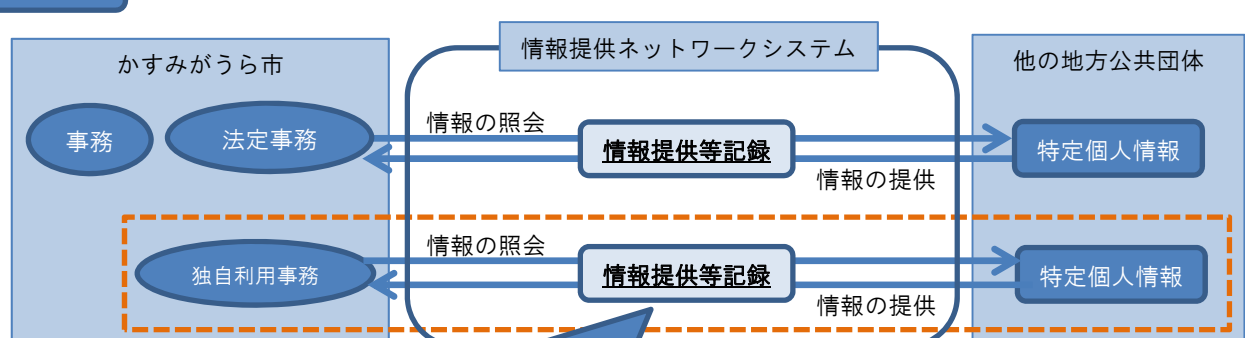
番号法26条の規定が追加されたことに伴い、本号中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改正する。

情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携のイメージ

改正前



改正後



議案第 28 号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】
1 要 旨 平成 29 年度末をもって、さくら保育所を閉所するため、この 条例を制定するもの。 2 内 容 (1) さくら保育所を閉所するにあたり、別表のさくら保育 所の項を削る。 3 施行年月日 平成 30 年 4 月 1 日 〔 保健福祉部：子ども家庭課 〕	

議案第 29 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 1 号)
----------	------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 2 億 5, 087 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 167 億 87 万 5 千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,156,579	82,007	2,238,586
繰入金	719,138	4,967	724,105
繰越金	150,000	28,801	178,801
諸収入	159,686	11,900	171,586
市債	1,584,100	123,200	1,707,300
歳入合計	16,450,000	250,875	16,700,875

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	1,895,156	13,615	1,908,771
民生費	6,036,221	64,340	6,100,561
消防費	897,392	167,790	1,065,182
教育費	1,304,768	5,130	1,309,898
歳出合計	16,450,000	250,875	16,700,875

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額
ア 総務費の事業費	
・自治振興事業（政策）	13,183
・基幹系電算システム管理事業	432
イ 民生費の事業費	
・さくら保育所管理運営事業	5,267
・私立保育所事業（政策）	59,073
ウ 消防費の事業費	
・常備消防事業（政策）	1,047
・消防車両整備事業（政策）	166,743
エ 教育費の事業費	
・千代田中学校区統合小学校環境整備事業（政策）	5,130

(4) 地方債補正

ア 追加

消防自動車整備事業 限度額 123,200千円

[市長公室：政策経営課]

議案第 30 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 稲吉東地内に位置し、開発行為により造成されました、路線の市道認定をするもの。 （１） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8－2920 号線 イ 延 長 113.48 メートル 〔 土木部：道路建設課 〕	

認定位置図



議案第 3 1 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 稲吉東地内に位置し、開発行為により造成されました、路線の市道認定をするもの。 （ 1 ） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8 － 2 9 2 1 号線 イ 延 長 2 9 . 7 6 メートル 〔 土木部：道路建設課 〕	

認定位置図



議案第 3 2 号	市道路線の認定について
1 要 旨 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。 2 内 容 稲吉東地内に位置し、開発行為により造成されました、路線の市道認定をするもの。 （ 1 ） 認定しようとする路線 ア 路線名 市道 8 － 2 9 2 2 号線 イ 延 長 9 6 . 3 4 メートル 〔 土木部：道路建設課 〕	

認定位置図



平成２９年かすみがうら市議会第２回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成２９年６月２１日

かすみがうら市

目 次

○ 人事に関する議案〔 6 件〕

議案第 33 号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について (中 島 和 彦)	1
議案第 34 号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について (坂 本 雅 子)	2
議案第 35 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について (大 橋 稔)	3
議案第 36 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について (漆 野 利 雄)	4
議案第 37 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について (屋 城 里 子)	5
議案第 38 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について (大 川 博)	6

○ 人事に関する諮問〔 3 件〕

諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について (福 田 與兵衛)	7
諮問第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について (坂 本 一 衛)	8
諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について (木 川 智恵子)	9

議案第 33 号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について
1 要 旨 平成 29 年 6 月 24 日を以って任期満了となる次の者を教育委員会委員として、引き続き任命することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 任命する者 住 所 かすみがうら市下志筑 XXXXXXXXXX 氏 名 中 島 和 彦 (2) 任 期 平成 29 年 6 月 25 日から平成 32 年 6 月 24 日まで（3 年） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、委員の任期は 4 年と規定しているが、同法の一部改正により平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の間に任命される委員の任期は、任期満了の期日が特定の年に偏ることのないよう 1 年以上 4 年以内で定めるとされていることから、任期を 3 年とするもの。 (3) 公職歴 ア 平成 19 年 6 月 20 日から現在まで かすみがうら市教育委員会委員 〔 総務部：総務課 〕	

議案第34号	かすみがうら市教育委員会委員の任命について
1 要 旨 教育委員会委員として、次の者を選任することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 任命する者 住 所 かすみがうら市上大堤 氏 名 坂 本 雅 子 (2) 任 期 平成29年6月25日から平成33年6月24日まで（4年） 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 35 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1 要 旨 平成 29 年 6 月 24 日を以って任期満了となる次の者を、固定資産評価審査委員会委員として、引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員として選任する者 住 所 かすみがうら市稲吉南 XXXXXXXXXX 氏 名 大 橋 稔 (2) 任 期 平成 29 年 6 月 25 日から平成 32 年 6 月 24 日まで（3 年） (3) 公職歴 ア 平成 20 年 6 月 25 日から現在 固定資産評価審査委員会委員 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 36 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1 要 旨 平成 29 年 6 月 24 日を以って任期満了となる次の者を、固定資産評価審査委員会委員として、引き続き選任することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員として選任する者 住 所 かすみがうら市宍倉 XXXXXXXXXX 氏 名 漆 野 利 雄 (2) 任 期 平成 29 年 6 月 25 日から平成 32 年 6 月 24 日まで（3 年） (3) 公職歴 ア 平成 27 年 2 月 4 日から現在 固定資産評価審査委員会委員 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 37 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1 要 旨 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員として選任する者 住 所 かすみがうら市下稲吉 XXXXXXXXXX 氏 名 屋 城 里 子 (2) 任 期 平成 29 年 6 月 25 日から平成 32 年 6 月 24 日まで（3 年） 〔 総務部：総務課 〕	

議案第 3 8 号	かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
1 要 旨 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員として、次の者を選任することについて、議会の同意を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員として選任する者 住 所 かすみがうら市深谷 XXXXXXXXXX 氏 名 大 川 博 (2) 任 期 平成 2 9 年 6 月 2 5 日から平成 3 2 年 6 月 2 4 日まで (3 年) 〔 総務部：総務課 〕	

諮問第3号	人権擁護委員の候補者の推薦について
1 要 旨 人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員候補者として推薦する者 住 所 かすみがうら市牛渡 氏 名 福田 與兵衛 (2) 任 期 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで(3年) (3) 公職歴 ア 平成17年10月1日から現在 人権擁護委員 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	

諮問第4号	人権擁護委員の候補者の推薦について
1 要 旨 人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員候補者として推薦する者 住 所 かすみがうら市加茂 XXXXXXXXXX 氏 名 坂 本 一 衛 (2) 任 期 平成29年10月1日から平成32年9月30日まで（3年） (3) 公職歴 ア 平成20年10月1日から現在 人権擁護委員 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	

諮問第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について
1 要 旨 人権擁護委員候補者として、次の者を法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるもの。 2 内 容 (1) 委員候補者として推薦する者 住 所 かすみがうら市安食 XXXXXXXXXX 氏 名 木川 智恵子 (2) 任 期 平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 3 2 年 9 月 3 0 日まで (3 年) 〔 保健福祉部：社会福祉課 〕	